

還元ポイントで医療費負担額を軽減

7月15日から受付開始 本年4月診療分から適用

子どもの医療費に負担がかかり、経済的不安が…。こんな子育て家庭も多いのではないのでしょうか。
町では、子育て支援対策として本年度から「厚真町子育て支援医療費還元事業」を行うこととしました。
この事業は、町の乳幼児等医療費助成事業の対象となっていない小・中学生の通院と中学生の入院について、病院にかかった場合の医療費自己負担額を金券に交換して町内の商店で買い物ができるようにするものです。
今月は、この制度の概要を紹介します。

還元ポイントカード

- 1 保護者が初めて医療費の還元を受けようとするときは、医療機関が発行する診療点数の記された領収書と保険証（対象となるお子さんの保険証）を添えて、還元ポイントカードの交付を申請してください。転入等により、世帯合計所得が確認できない保護者は、世帯合計所得が分かるものを添付してください。
- 2 町は、還元ポイント数を決定し、子育て支援カードを保護者に交付します。
- 3 継続して医療費の還元を受けようとするときは、子育て支援カードに領収書を添えて、還元ポイントを受けてください。
- 4 ポイントカードの有効期限は、原則、交付後1年です。有効期限内に「子育て支援厚真町金券」に交換した場合は、（更新）は、交換した日から1年です。

還元ポイントカードのポイント!!

- 世帯合計所得240万円を超える保護者で、医療費自己負担額を支払い、あとで高額療養費を受ける場合は、領収書とあわせてこの支給額が分かるもの（支給決定通知書等）を添付してください。
- ポイントカードは、2人以上のお子さんがいても保護者1枚です。
- 本年7月15日⑧から随時、役場窓口で受け付けします。領収書は、本年4月診療分から適用します。

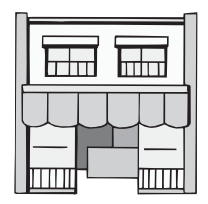
子育て支援 厚真町金券

- 1 町は保護者の申請により、還元ポイント、累計500ポイントごとに500円相当の「子育て支援 厚真町金券」と交換します。
- 2 金券は、町内の「子育て支援 厚真町金券取扱店」で買い物などに利用できます。ただし、お釣りは支払われません。
- 3 金券の有効期限は、発行日から1年です。
- 4 金券への交換は、本年7月15日から随時、役場窓口（子育て支援グループ）で受け付けします。



金券取扱店

- 1 町が「子育て支援 厚真町金券取扱店」として登録したお店です。
- 2 お店には、取扱店であることのステッカーが貼られていますので、ご確認ください。
- 3 金券取扱店は、広報あつま7月号の折り込みちらしでお知らせします。



子育て支援 厚真町金券取扱店を募集します

この事業の取扱店となる事業者は、役場保健福祉課子育て支援グループに申請してください。

申請の受付開始は、6月15日⑧からです。

取扱店は、保護者が買い物の際に利用した金券を添えて町に金銭を請求してください。

受付開始 6.15〜

対象

- 厚真町に住所のある6歳から15歳まで（小・中学生）の保護者です。
- 通院は、お子さんのすべてを対象としますが、入院は12歳からの中学生です。
- ただし、次の方は対象となりません。
- ・生活保護法による生活保護を受けている。
 - ・町の重度心身障害者医療費の助成制度を受けている。
 - ・町のひとり親家庭等医療費の助成制度を受けている。
 - ・町の乳幼児等医療費の助成制度を受けている。

医療費自己負担還元額と還元ポイント

<医療費自己負担還元額>
医療費自己負担還元額は、お子さんが病院などにかかった際に支払った金額のうち、国民健康保険や社会保険などの対象となっている医療費です（保険外は対象となりません）。

	通院	入院
小学生	町民税非課税または世帯合計所得240万円以下は ・ 歯科 初診/医療費負担額-510円 再診/医療費負担額全額 ・ 医科 初診/医療費負担額-580円 再診/医療費負担額全額	乳幼児等医療費助成事業で対応しています。
中学生	世帯合計所得240万円を超える場合は 医療費負担額-1割負担額 (月額上限負担額: 1万2000円)	町民税非課税または世帯合計所得240万円以下は ・ 歯科 初診/医療費負担額-510円 再診/医療費負担額全額 ・ 医科 初診/医療費負担額-580円 再診/医療費負担額全額 世帯合計所得240万円を超える場合は 医療費負担額-1割負担額 (月額上限負担額: 4万4400円)

<還元ポイント>

- 1 ポイントは1円につき、還元ポイント1ポイントです。
- 2 対象となるお子さん1人につき、1診療月80,000ポイントが限度です。